



兵庫労働局発表
平成26年7月25日

【担当】

職業安定部職業対策課

課長 柴本 由雄

課長補佐 武田 操

電話： 078-367-0810

FAX： 078-367-3853

「魅力ある職場づくり」キャンペーンの実施について

～人材不足分野における雇用管理改善及び

非正規雇用労働者の正社員転換等の促進について要請します～

雇用情勢が着実に改善する中、兵庫労働局（局長 中山 明広）は、

- ① 介護、看護等の社会保障関係分野や公共工事が増加する建設分野等で人材不足問題が深刻化しつつある現状をふまえ、人材不足分野における雇用管理改善を通じた採用・定着を促進するとともに、
- ② 正社員雇用の拡大、正社員で働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換の促進を図るため、

関係機関及び団体等と連携しながら、9月末までを「魅力ある職場づくり」キャンペーン期間として、啓発運動を実施します。

◎ 経済団体等への協力要請

主要経済団体等に雇用管理改善の促進、正社員雇用の拡大等に関する協力を要請します。

【要請先】〈順不同〉

- ・兵庫県経営者協会（神戸市中央区京町 76-2）
- ・兵庫県商工会議所連合会（神戸市中央区港島中町 6-1）
- ・兵庫県商工会連合会（神戸市中央区花隈町 6-19）
- ・兵庫県中小企業団体中央会（神戸市中央区下山手通 4-16-3）
- ・公益社団法人 兵庫工業会（神戸市中央区中山手通 6-3-28）
- ・一般社団法人 兵庫県建設業協会（神戸市西区美賀多台 1-1-2）
- ・一般財団法人 兵庫県雇用開発協会（神戸市中央区相生町 1-2-1）

※この他の人材不足分野についても順次取組みを進めていきます。

（資料）

- 資料1 兵庫県内における雇用の状況
- 資料2 介護・看護・保育・建設分野のイベント情報
- 資料3 キャリアアップ助成金の案内

兵庫県内における雇用の状況

資料1

1 兵庫県内における人手不足の現状 〈平成26年5月の職種別有効求人倍率(倍) ※括弧内は前年同月〉

管理的職業	0.84 (0.47)	生産工程の職業	0.79 (0.56)
専門的・技術的職業	1.23 (1.10)	輸送・機械運転の職業	1.15 (0.89)
看護師・準看護師等	2.73 (2.80)	建設・採掘の職業	2.83 (2.15)
保育士	0.65 (0.48)	建設の職業	3.13 (1.84)
事務的職業	0.23 (0.19)	土木の職業	2.89 (2.13)
販売の職業	0.88 (0.71)	介護関係職種(※)	2.04 (1.78)
サービスの職業	1.55 (1.35)	職業計	0.71 (0.60)

(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」

※ 介護関係職種は、ケアマネージャー、ケアワーカー、訪問介護サービス員、ホームヘルパー、福祉施設の生活指導員・就労支援員等

(注)1. 4か月未満の臨時的雇用等を除く、常用の求職者(パートタイムを含む)の原数値

2. 有効求人倍率＝有効求人数÷有効求職者数

2 兵庫県内における非正規雇用の現状

雇 用 労 働 者 数	2,216,700	正社員の有効求人倍率	〈平成26年5月〉
非 正 規 雇 用 労 働 者 数	864,600		
雇用者に占める非正規の割合	39.0%	前年同月差	0.08

(資料出所)総務省「就業構造基本調査」(2012)

(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」

介護・看護・保育・建設分野のイベント情報

ハローワークでは、介護・看護・保育・建設分野の求人・求職のマッチングに向けて、各種イベントを開催しています。

就職セミナー・就職相談・面接会

【神戸地域】

日 時	イベント名	場 所	参加企業
8月4日（月） 13:30～14:30	介護のミニ就職相談（面接）会	ハローワーク神戸 4階 会議室	1社
8月5日（火） 13:30～14:30	保育のミニ就職相談（面接）会	ハローワーク神戸 4階 会議室	1社
8月19日（火） 13:30～15:30	介護・看護の就職相談（面接）会	ハローワーク神戸 5階 大会議室	6社
9月17日（水） 13:30～15:30	介護・看護の就職相談（面接）会	ハローワーク神戸 5階 大会議室	4～5社
9月下旬予定 13:30～15:30	建設分野の就職相談（面接）会	ハローワーク神戸 5階 大会議室	5～6社
10月15日（水） 13:30～15:30	介護・看護の就職相談（面接）会	ハローワーク神戸 5階 大会議室	4～5社
12月17日（水） 13:30～15:30	介護・看護の就職相談（面接）会	ハローワーク神戸 5階 大会議室	4～5社

お問い合わせ ハローワーク神戸 福祉人材コーナー
TEL 078-362-4602

【阪神地域】

日 時	イベント名	場 所	参加企業
8月19日（火） 13:30～15:30	介護の説明会&面接会	ハローワーク尼崎 2階 会議室	4～5社
9月27日（土） 10:00～16:00	阪神地区保育所就職支援セミナー & 就職フェア2014	尼崎商工会議所	30社程度

お問い合わせ ハローワーク尼崎 職業相談部門
TEL 06-6428-0061

【姫路地域】

日 時	イベント名	場 所	参加企業
8月4日（月） 13:30～15:30	看護・介護・保育分野の ミニ就職相談（面接）会	ハローワーク姫路 本庁舎 大会議室	6社

お問い合わせ ハローワーク姫路 福祉人材コーナー
TEL 079-222-4431

職場見学会・体験セミナー

【神戸地域】

日 時	イベント名	場 所	参加定員
7月23日（水） 13:30～15:30	介護の体験セミナー	ハローワーク神戸 5階 大会議室	20人
7月25日（金） 13:30～15:30	介護の職場見学会	神戸市内の 特別養護老人ホーム	20人
7月31日（木） 10:00～11:00	保育の職場見学会	神戸市内の保育園	10人
8月13日（水） 13:30～15:30	介護の体験セミナー	ハローワーク神戸 5階 大会議室	20人
8月27日（水） 13:30～15:30	介護の職場見学会	神戸市内の 特別養護老人ホーム	30人

お問い合わせ **ハローワーク神戸 福祉人材コーナー**
TEL 078-362-4602

【姫路地域】

日 時	イベント名	場 所	参加定員
7月23日（水） 14:00～15:30	看護・介護の職場見学会	姫路市内の 特別養護老人ホーム	10人

お問い合わせ **ハローワーク姫路 福祉人材コーナー**
TEL 079-222-4431

企業向け雇用管理セミナー

日 時	イベント名	場 所	参加定員
9月中旬予定 14:00～16:30	介護事業所の人材確保と 定着について	ハローワーク神戸 5階 大会議室	30人

お問い合わせ **ハローワーク神戸 福祉人材コーナー**
TEL 078-362-4602

※ 今後、追加されるイベント情報は、兵庫労働局HPに掲載していきます。

非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します！

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

※平成26年3月1日より一部のコースの助成額などを拡充しました！

助成内容		助成額 () 額は大企業の額 (短時間正社員コースは大規模事業主)
① 正規雇用等 転換コース (※1)	正規雇用等に転換または直接雇用（以下「転換等」といいます）する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合に助成	①有期→正規：1人当たり40万円（30万円） ②有期→無期：1人当たり20万円（15万円） ③無期→正規：1人当たり20万円（15万円） <1年度1事業所当たり15人まで（②は10人まで）> 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、 1人当たり①10万円 ②5万円 ③5万円を加算 ※平成26年3月1日から平成28年3月31日まで、 ①50万円（40万円）、③30万円（25万円） 派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用する場合、 1人当たり10万円を加算
② 人材育成 コース	有期契約労働者等に ●一般職業訓練（Off-JT）または ●有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練）を行った場合に助成	●Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円（500円） 経費助成：訓練時間数が100時間未満 10万円（7万円） 100時間以上200時間未満 20万円（15万円） 200時間以上 30万円（20万円） ※実費が上記を下回る場合は実費を限度 ●OJT《1人当たり》 実施助成：1h当たり700円（700円） <1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円>
③ 処遇改善 コース	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%以上(※)増額させた場合に助成 ※平成26年3月1日から平成28年3月31日までは2%以上	1人当たり1万円（0.75万円） <1年度1事業所当たり100人まで> 「職務評価」の手法を活用した場合、 1事業所当たり10万円（7.5万円）上乗せ(※) ※平成26年3月1日から平成28年3月31日まで、 1事業所当たり20万円（15万円）上乗せ
④ 健康管理 コース	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成	1事業所当たり40万円（30万円） <1事業所当たり1回のみ>
⑤ 短時間正社員 コース (※2)	短時間正社員制度を規定し、①雇用する労働者を短時間正社員に転換し、または、②短時間正社員を新規で雇い入れた場合に助成	1人当たり20万円（15万円） <⑥の人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで> 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、 1人当たり10万円加算 ※平成26年3月1日から平成28年3月31日まで、有期契約労働者等を短時間正社員に転換した場合、30万円(25万円)
⑥ 短時間労働者の 週所定労働 時間延長コース	週所定労働時間25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長した場合に助成	1人当たり10万円（7.5万円） <⑤の人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで>

※1 「正規雇用等」とは、「正規雇用または無期雇用」をいいます。

・無期雇用への転換等は、通算雇用期間3年未満の有期契約労働者からの転換等であって、基本給の5%以上を増額した場合に限ります。なお、短時間正社員に転換等した場合は対象外となります（短時間正社員コースにより助成します）。

※2 主にワーク・ライフ・バランスの観点から正規雇用労働者を短時間正社員に転換するケースや、短時間労働者を短時間正社員に転換するケースなどを想定しています。

活用に当たっては、ガイドラインに沿って、「キャリアアップ管理者の配置」、
「キャリアアップ計画の作成」が必要です。詳細は裏面をご覧ください。

「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」の主な内容

(助成制度を活用する上で、配慮するよう努めることが望ましい事項)

キャリアアップに向けた管理体制の整備	●有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む人を「キャリアアップ管理者」として位置付け
計画的なキャリアアップの取り組みの推進	●キャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため「キャリアアップ計画」を作成
正規雇用・無期労働契約への転換	●有期労働契約から正規雇用・無期労働契約への転換、無期労働契約から正規雇用への転換の促進、無期転換後の処遇への配慮、正規雇用転換制度の対象者の範囲・方法・評価基準などの設定への配慮
人材育成	●職業能力や希望するキャリアパスに応じた計画的な教育訓練などの実施（目標の明確化） ●若者に対するジョブ・カード制度を活用した実践的な教育訓練の実施、成長分野の事業主による積極的な教育訓練の実施
処遇改善	●職務分析・職務評価の手法、ジョブ・カードや職業能力評価基準などの活用等による職務の内容や職業能力の評価、職務の内容などを踏まえた処遇への反映
その他	●法定外健康診断の導入、短時間正社員（注）への移行など、短時間労働者の希望に応じた社会保険適用に向けた所定労働時間の拡大 （注）通常の労働者と比べ所定労働時間が一定程度短い正規雇用の労働者をいう。

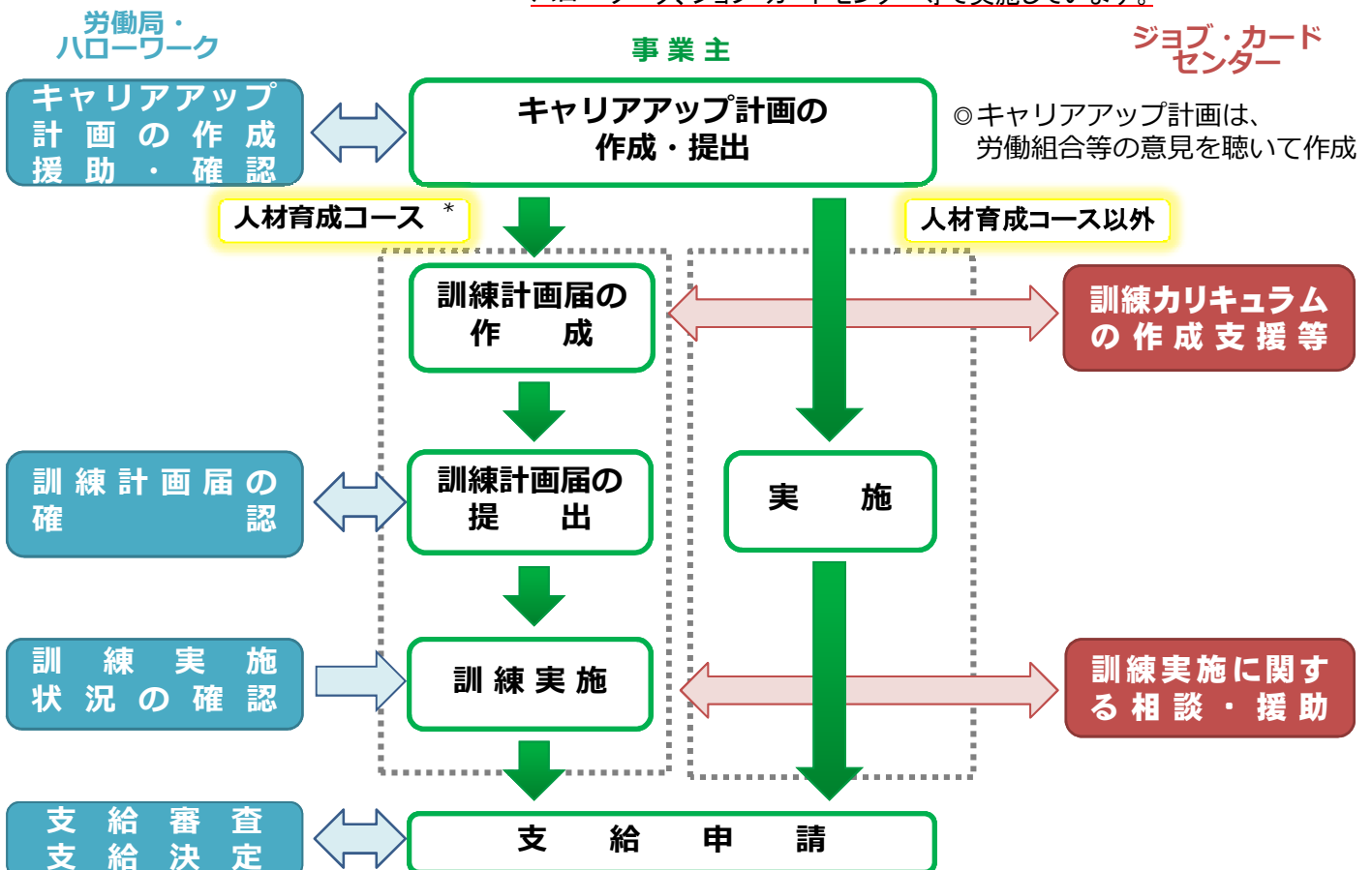
これらを実施

企業内でのキャリアアップを促進するための包括的な助成制度

『キャリアアップ助成金』を活用！

受給までの流れ

(※)「有期実習型訓練」を実施する場合、訓練対象者に「ジョブ・カード」の交付が必要です。ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングおよび交付は、ハローワーク、ジョブ・カードセンター等で実施しています。



詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。